

「消防団員の処遇等に関する検討会」 最終報告書

令和3年8月

消防団員の処遇等に関する検討会

はじめに

消防団員数の減少が危機的な状況となっている。

全国の消防団員数は、平成30年度から2年連続で1万人以上減少し、令和2年4月1日時点で81万8,478人となっており、このままでは80万人を切るのも時間の問題である。

他方で近年、災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、昨年12月に消防庁において本検討会を発足させ、これまで計7回にわたる議論を行ってきた。

本検討会においては、まずは前半に、消防団員の適切な処遇のあり方、具体的には、出動に応じて支払われるいわゆる「出動手当」と、個々の出動とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討した。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。これらの内容について、一定の方向性について合意を得たことを受け、本年4月9日に中間報告書を取りまとめたところである。

中間報告書の取りまとめ後、改めて、総論としての消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響、消防団の存在意義・役割とともに、個別論点として消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方といった事項について、引き続き議論を深めてきた。中間報告書及びこれまでの議論を踏まえ、ここに結論として最終報告書を取りまとめる。

本報告書を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善をはじめとして、社会環境の変化に対する消防団の適切な対応等が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につながることを切に期待したい。

令和3年8月

消防団員の処遇等に関する検討会
座長 室崎 益輝

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書

(目次)

序. 検討の趣旨	3
I. 消防団の現状	3
1. 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響	3
(1) 若年層の入団者数の大幅な減少等	
(2) 消防団活動の多様化 (多様な個性を有する住民の参画の必要性)	
(3) 若年層の価値観の変化	
2. 消防団の存在意義・役割	4
(1) 消防団の存在意義	
(2) 各市町村における消防団の役割の検討	
II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項	5
1. 報酬等の処遇改善	6
2. 消防団に対する理解の促進	6
(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解	
(2) 消防団員の加入促進広報	
(3) 消防団全体のイメージアップ	
3. 幅広い住民の入団促進	8
(1) 被用者の入団促進	
(2) 女性の入団促進	
(3) 学生の入団促進	
(4) 将来の担い手育成	
(5) 新たな社会環境に対応する団運営	
4. 平時の消防団活動のあり方	12
(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練	
(2) 操法本来の意義の徹底	
(3) 操法大会のあり方	
5. 装備等の充実	14
おわりに	15
開催要綱	16
委員名簿	17
附属資料	
別添1 報酬編	
(「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書(令和3年4月9日)抜粋)	
別添2 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知)	

序. 検討の趣旨

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、近年では、未曾有の大災害である平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など地震・豪雨等による災害が毎年のように発生している。

こうした災害の発生時には、多くの消防団員が即時に出動し、災害防除活動、住民の避難誘導・支援、被災者の救出・救助等に当たっている。地域を熟知した消防団員による活動は、多くの人命を救うなど大きな成果を挙げており、住民からも高い期待が寄せられている。本検討会においても、直近の事例として、令和 3 年 2 月に発生した栃木県足利市における林野火災で多くの消防団員が献身的に消火活動に当たったことが報告された。

また、自らも被災しながら危険な現場において行われる献身的な活動は高く評価されている。多くの消防団員が殉職、犠牲となった東日本大震災後、議員立法で制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号）では、今後も自然災害の頻発が懸念されることを念頭に、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であること」が明記されている。

同法の趣旨を踏まえ、全国の市町村、消防団関係者において、消防団の強化、地域防災力の充実に向けた懸命の努力がなされているところであり、敬意を表するものである。しかしながら、人口減少、高齢化が進む我が国にあって消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。このような中、住民一人ひとりの命を守る消防団をどのように充実強化していくのか、現状や取り組むべき事項について、以下のとおり分析、検討した。

I. 消防団の現状

1. 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

(1) 若年層の入団者数の大幅な減少等

序で述べたとおり、消防団は、我が国の防災体制において、地域に密着した「地域防災力の中核」として極めて重要な役割を担っているが、団員数は減少が著しく、危機的な状況となっている。

近年は、退団者数が横ばいなのに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約 4 割減少、30代も約 2 割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっている。特に災害が多発化・激甚化し、消防団の役割もさらに多様化し重要なものとなっていることから、若年層の消防団への新規加入者の増加は、喫緊の課題である。

他方、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、被用者の割合が年々増えていることに伴い、消防団に占める被用者の割合も増加している。昭和40年度には26.5%、昭和60年度には54.5%だった消防団員に占める被用者の

割合は、令和2年度には73.9%まで増加した。とりわけ若年層にとっては、雇用者の理解なくして入団することは難しく、また、家族等の理解もこれまで以上に必要となっている。

消防団員数の確保に当たっては、社会環境の変化に合わせ、消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとし、また雇用者である企業や家族等を含めた社会全体の理解をより得ていく必要がある。

(2) 消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

様々な地域が存在し、さらに災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割も自ずと多様化してきている。

多発化・激甚化する災害に適切に対応するため、これまでも、各関係者が様々な取組を行っているところであるが、今後更なる消防団の人的体制の整備と活動環境の改善が重要であり、女性消防団員や学生消防団員等も含めた多様な人材を確保することが必要である。また、消防団が常備消防や市町村の防災部局、警察や自主防災組織など防災を担う様々な主体と、教育・研修・訓練の場面を含め連携し、各主体が適切に役割分担しながら防災に取り組み、地域防災力を充実強化していくことが必要となる。

その前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割や他の主体との違いを踏まえ、今後の消防団のあり方や運営を考える必要がある。

(3) 若年層の価値観の変化

一般に若年層の価値観がより家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言われている。例えば、平成30年版子供・若者白書「就労等に関する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（平成23年度）に比べ10ポイント以上高く、男女とも半数を超えている。また、令和3年版男女共同参画白書によれば、共働き世帯は年々増加しているほか、男性の育児休業取得率も近年上昇している。

「団活動は厳しく負担が重い」「そのような消防団のイメージは、変化する世帯構成・就労形態や、若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっている」との指摘がある。

消防団の将来を担う若年層がそうしたイメージを抱いているのであれば、そうしたイメージを払拭し、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団への加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要がある。

2. 消防団の存在意義・役割

社会環境の変化に消防団がどのように対応するかの議論の前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。

(1) 消防団の存在意義

消防団の存在意義として、従来から、主に以下の点が挙げられている。

- ・地域密着力・要員動員力・即時対応力という3つの特性を有する地域防災力の中核
- ・常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在

社会環境が変化していく中でも、このような消防団の存在意義は不変であり（むしろ「公助」として担う範囲も含め大きくなっている）、引き続き、地域防災力の中核として、消防団という存在は継承されていかななくてはならないことは言をまたない。

また、消防団は、地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である、自主防災組織等と共通する点があるが、それらの組織等が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防団は消防組織法において、

- ・市町村の消防については、条例に従い、市町村長がこれを管理する
- ・消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する

と規定されるなど、消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。

このように、消防団は、いかなる災害に対しても、組織的に活動できるという特性を活かしながら、常備消防・自主防災組織・地域住民等と適切に連携し、活動すべき存在である。

(2) 各市町村における消防団の役割の検討

その一方で、消防組織法上、消防に関する責任は、市町村に帰属することとされていることから、多発化・激甚化する各種の災害に対し、消防団が常備消防や自主防災組織等と連携しつつ具体的にどのような役割を果たすべきか、また、そのために平時において消防団がどのような活動を行うべきかについては、各地域の実情に応じて、各市町村で引き続き十分に検討していく必要がある。

また、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう、各地域における多様な消防団活動について、情報収集・情報提供を行うべきである。

II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項

I-1で述べた社会環境の変化に対応するとともに、I-2で述べた消防団の存在意義や役割を実現するため、消防団に求められる事項は多岐にわたる。これらの事項についてはこれまでも様々な取組を行ってきたところであり、国や都道府県、市町村は、それぞれの事項について引き続き更なる検討や取組を深めることが重要である。

1. 報酬等の処遇改善

本検討会においては、まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討した。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためである。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について深く検討を行ったところである。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。その内容については、令和3年4月9日に中間報告書として取りまとめたところである。この内容を抜粋し、別添1「報酬編」としており、その内容についてはこちらを参照されたい。

中間報告書を受け、消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が4月13日に策定され、各地方公共団体に対し通知された（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知））。この内容については、別添2としており、参照されたい。なお、この消防庁の基準では、中間報告書において「1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていた出動報酬の額について、1日当たり8,000円を標準としたことは特筆すべき点であり、国においてはそれを踏まえた財政措置を講じることが重要である。

また、中間報告書及び消防庁長官通知の内容については、消防庁において、都道府県等に対し積極的に説明会を開催するなど、その内容の周知に努めているものであり、今後、各市町村においては、これらに沿って消防団員の処遇のあり方を速やかに見直されたい。

2. 消防団に対する理解の促進

(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解

これまで述べたように、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられている。今後、取り組まなければならない事項は多岐にわたるが、消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めていくことは非常に重要である。

例えば、近年の風水害においても、消防団は警戒段階から危険が予測される箇所のパトロールなどに出動し、異常を察知すればいち早く住民避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、地味ながら住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。また、大規模な林野火災において、住家への延焼を防ぎ、人的・物的被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要があるが、常備消防だけでは到底対応できない。飛び火警戒、多くの箇所に点在する火種の完全消火など消防団員による活動は不可欠である。

こうした地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、多くの国民に認識いただき正當に評価いただくことが、これからの取組全体を推進していくうえで必要である。災害時に限らず、平時から様々な地域活動等に参加するなど、消防団の存在意義や役割について地域住民にアピールするため努力を重ねている団も多く存在するが、厳しい財政状況の中、Ⅱ－１で述べた報酬等の処遇改善を行うことについて理解を得るためにも、こうした社会的な評価は重要である。また、現在活動している団員にとっては、処遇改善と併せて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、家族の理解やモチベーション向上につながる。何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられる。

こうしたことを念頭に以下の各取組を行っていくべきである。

(2) 消防団員の加入促進広報

ア 現状

消防団員への加入を促進する広報については、これまでも、消防庁の消防団オフィシャルウェブサイトの各種コンテンツ、入団促進キャンペーン、PRムービーコンテスト、各市町村の広報誌等により実施されている。このことにより、消防団という存在自体の認知は進んでいるものの、消防団への加入が進んでいないのは、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が住民に対し十分に伝わっていないことが原因の一つと考えられる。

イ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報の展開

そのため、まずは、ホームページ・広報誌等、国や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきである。

ウ オンライン加入フォームの整備

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられる。

エ SNSの活用検討

若年層の新規入団者の確保のために、若年層の主な情報入手手段がSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）であることを踏まえ、国や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきである。ただし、SNSを活用する際は、SNSが双方向のコミュニケーションツールであることから、広報内容に団活動の実態が伴っていないと、批判的なコメント等を通じ、却って消防団のネガティブな情報が拡散されてしまうおそれがあるので注意が必要である。

(3) 消防団全体のイメージアップ

ア 現状

消防団全体のイメージアップについては、これまでも、総務大臣感謝状・消防庁長官表彰をはじめとした各種表彰事業や、(公財)日本消防協会による消防団応援の店や消防応援団等の取組、また、操法大会で優勝した団員の家族に対し感謝状を贈呈する自治体の取組などを通じ、一定の効果を得てきている。

イ 消防団のイメージ向上、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気作り

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要である。

今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきである。

3. 幅広い住民の入団促進

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。

当該層の入団を促進するため、消防庁がこれまで行ってきた各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に、各市町村は積極的な入団促進を行うべきである。

例えば、多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であると考えられることから、さらに積極的に推進していくべきである。

(参考) 機能別団員の数

平成22年：7,706人 → 令和2年：26,095人 (いずれも4月1日時点)

(参考) 機能別団員・機能別分団の例

- ・大規模災害団員 (機能別団員)

自主防災組織等で防災活動を中心に担う地域住民が団員となり、大規模災害時に地域住民への情報伝達や避難誘導等を速やかに行う役割を担う。

- ・応急手当普及団員 (機能別団員)

応急手当普及員の資格を有し、消防団員への普通救命講習を実施するなど、応急手当の普及啓発活動について専門的な役割を担う。

- ・元消防職員分団 (機能別分団)

元消防職員で構成し、専門的な知見を活かし、基本分団等への指導・協力等を行う役割を担う。

(1) 被用者の入団促進

ア 現状

消防団員に占める被用者の割合は年々増加している。

(参考) 全消防団員に占める被用者の割合 令和2年：73.9%

※平成12年：68.2% 平成22年：70.5% (いずれも4月1日時点)

被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、国や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきである。

イ 消防団協力事業所表示制度の活用

消防団協力事業所表示制度は、平成18年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点で1,329となっている。企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所表示制度は有効と考えられ、未導入の市町村においては、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに導入を進めるべきである。

さらに、既に複数の県で導入されている消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置など、企業側のインセンティブについて都道府県や市町村における検討を改めて促すなど、国においても取組を進めるべきではないか。

ウ 都道府県の主体的関与

また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、市町村が主体となるだけでは限界がある。

そのため、特に被用者の入団促進に当たっては、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与すべきである。

(2) 女性の入団促進

ア 現状

女性消防団員数は一貫して増加しているものの、未だその数は少ないのが現状である。

(参考) 女性消防団員数 令和2年：27,200人

※平成22年：19,043人

全消防団員に占める女性の割合 令和2年：3.3%

※平成22年：2.2%

女性消防団員がいない消防団数 令和2年：548団/2,199団

※平成22年：1,081団/2,275団 (いずれも4月1日時点)

イ 女性消防団員の活動事例の周知

女性消防団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅を訪問しての火災予防活動や、市民を対象とした応急手当講習など、幅広い分野で活躍している。

国においては、全国女性消防団員活性化大会の開催等を通じ、女性消防団員の活躍を周知しているが、より積極的に女性消防団員の活動や活躍の好事例を収集し、

市町村に情報提供するべきである。例えば、検討会において委員から紹介のあった、子供がいる女性消防団員の声を反映し、訓練に子供を連れてこられるように工夫した事例や、女性消防団員による新しい活動の開拓の事例などが考えられる。

また、多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性消防団員がいない消防団は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに加入を進めるべきである。

ウ 環境整備

女性消防団員が活動しやすいよう、例えば緊急防災・減災事業債を活用した、消防団拠点施設の増強の一環としての女性用更衣室の整備等を通じ、更なる環境整備に努めるべきである。

エ 個性に応じた消防団の実現

女性の加入促進に取り組みながら、今後は、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるようにしていくことが求められるであろう。

(3) 学生の入団促進

ア 現状

学生消防団員数は年々増加している。

(参考) 学生消防団員数 令和2年：5,404人

※平成22年：1,804人 平成27年：3,017人 (いずれも4月1日時点)

学生は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、国や都道府県、市町村は、学生の入団促進に取り組むべきである。

イ 学生消防団活動認証制度の活用

学生消防団活動認証制度は、平成26年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点で323となっている(参考：大学立地市町村は547)。学生の入団促進に当たっては、そのインセンティブとなる学生消防団活動認証制度が有効であると考えられる。

特に、住民に占める学生の割合が高い大学立地自治体は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに学生消防団活動認証制度を導入すべきである。

(4) 将来の担い手育成

ア 少年消防クラブへの幅広い参加

地域防災力の向上のためには、幼い頃からの防災教育の充実が重要であり、少年消防クラブの存在や活動が果たす役割は大きい。少年消防クラブについては、これまでも消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学びつつ、全国少年消防クラブ交流大会やヨーロッパ青少年消防オリンピックも含めた幅広い活動が行われているところであり、こうした少年消防クラブのさらなる活動活性化が期待される。

また、少年消防クラブ員は将来の消防団の担い手として期待されることから、地域の実情を踏まえつつ、さらに年齢制限の緩和等を進め、高校生も含めた幅広い層の参画を促していくべきである。

なお、少年消防クラブの加入対象が男児に限られないのは当然であり（少年法（昭和23年法律第168号）など、法令上の「少年」という文言は性別にかかわらず用いられているのと同様）、性別や年齢を問わず幅広い参画を促す観点から、地域の実情に応じて名称変更しても差し支えない旨を周知することとしてはどうか。

イ 高校生に対するアプローチ

（ア）意識啓発の推進

高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要である。

そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきである。

（イ）都道府県の主体的関与

高校生へのアプローチについては、高校を通じた周知・広報が基本となることから、市町村が主体となる事業のみでは限界があり、都道府県（都道府県教育委員会）が主体となる意識啓発事業の実施を促すべきである。

（参考）都道府県教育委員会が行う意識啓発事業の例

- ・避難訓練時に消防団員を講師として招へいし、講義や放水体験を実施する
- ・総合的な探求の時間等で、地域防災をテーマに消防団員にインタビューする等

実際に、高校生の少年消防クラブ員が多い都道府県では、対象年齢の引上げを要請した消防庁通知や、地域防災力向上のための次世代の人材育成について、地元議会に取り上げられたことを契機として、各高校に働きかけを行い、クラブが結成されている。

さらに、機能別団員として高校生の入団促進に取り組んでいる市もあり、国から各都道府県に同様の取組を働きかけていくべきである。

また、文部科学省も学校安全の推進のため、消防団を含む防災部局との連携を推奨している。

消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきである。

（5）新たな社会環境に対応する団運営

ア 団運営の更なる工夫改善

これまでも触れたとおり、近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、消防団活動の前提となる防災気象情報の把握、地域の実態に即した防災・減災への活動等、幅広い新たな活動を展開することができる団運営が

必要である。

消防団の運営については、団幹部の方々が中心となりながら、市町村長や市町村の担当部局と密接に連携し、平時・有事を問わず消防団が一丸となり、必要な行動をとることができるよう努力していただいているが、これからの社会環境において消防団がより適切に使命を発揮していくため、さらに随所で工夫改善の努力をすることが必要となる。

イ 団運営における幅広い意見交換

消防団は、一貫した指示のもとに、一致団結して行動を展開する必要があるが、このことについて、近年、特に若い人たちのなかから、上意下達、命令一下が厳しく、自分たちが自由に意見を述べ、団運営に反映させることが難しいという声があるとの指摘もされている。

それぞれの消防団によって様々な実態があると考えられるが、こうした指摘も踏まえつつ、消防団が上述のような幅広い新たな活動を適切に行うためには、それぞれの行動に関する知識をもち、あるいは研究をし、必要な行動をすることに意欲をもつ人材を確保しつつ、消防団全体のなかでこれらの幅広い活動に適切に対応していくため、団内部での幅広い意見交換を十分に行わなければならない。

ウ 市町村・地域住民との連携

消防団が新たな社会環境に対応して活動するための装備や必要経費の確保などのためには、市町村長や市町村の担当部局との連携は不可欠である。一人ひとりの力の発揮による消防団の総合力向上には消防団を挙げてこれを推進し、これらの蓄積のなかから消防団は、地域の安全確保に一層貢献することができるものである。

また、地域防災力の強化が不可欠な環境になっており、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となる。こうした連携等を進めることは消防団の透明性、一体感がさらに強まり、地域住民にとっても身近な頼りになる機関として、参加への関心を高めることにもつながる可能性がある。

4. 平時の消防団活動のあり方

(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠である。

訓練は、そのために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいえるべきものである。

特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、消防団全体の災害対応能力の向上を図るため、平成26年に「消防学校の教育訓練の基準」を改正するとともに、救助活動に資する「救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車」等を各市町村に無償で貸し付ける事業等を行っている。

各市町村においても、それぞれの地域における消防団の役割を十分果たすために、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について様々な工夫が行われているところであるが、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきである。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、国からも情報提供等を行っていくべきである。

一方で、基礎的な操法の訓練に加え、地域の実態に即した多様な災害対応の訓練を充実させるためには、これまでも消防庁から通知されているとおり、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図るべきである。

(2) 操法本来の意義の徹底

Ⅱ-4(1)で述べたとおり、操法は消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もある。

操法訓練の実施に当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましい。

(3) 操法大会のあり方

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、これまで多数の関係者の長年にわたる献身的努力により、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されてきた。

操法大会については、昭和30年の国の通知において「団体的規律行動の適切と消防技術」の「一層の向上を図る」という操法大会の目的について触れられているとともに、「徒らに出場隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議をかもすが如きことがないように」という留意点が示されている。このような通知に則した大会運営について、関係者において努力がなされているが、近年、大会を過度に意識した訓練の実施、大会での行動の形式化という指摘がある。これらにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要があることから、主催者において、先に述べた通知の趣旨を踏まえた点検、随時の見直しを行っていくことが重要である。

全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直すという方向での検討を始めることとしている。

都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行うべきである。例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられる。

5. 装備等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要である。各市町村においては、消防団に求める役割に見合う装備を充実させるとともに、国や都道府県においては、市町村に対し、平成26年に改正した消防団の装備の基準等を踏まえた装備の充実を促すべきである。

消防庁では、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及びそれに続く令和3年度からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の一環として、頻発化する豪雨等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上のための資機材整備に取り組んでおり、浸水被害に対応した排水ポンプ、救命ボート、ライフジャケットなどの整備が進んでいる。こうした災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきである。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であり、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられる。国や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実させるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組むべきである。なお、こうした教育・研修の機会においては、消防団や消防部局のみの対応にとどまることなく、自主防災組織の研修等を行っている市町村の防災部局と連携をとることが重要である。

おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっている。これまで多くの消防団関係者の方々による努力の積み重ねにより、消防団が現在まで受け継がれてきたことについては、高く評価されるべきである。一方で、消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要がある。こうした地域における議論に向けた契機となるよう、本検討会ではこれまでになく踏み込んだ内容を議論してきたところであり、その旨をご理解いただきたい。

各市町村においては、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただき、また、国や各都道府県においても、必要な取組を実施していただき、地域防災力の充実・強化に努めていただきたい。

本報告書や、これを受けて各関係者が行う取組がその大きな一歩となることを期待してやまない。

「消防団員の処遇等に関する検討会」開催要綱

1 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、「消防団員の処遇等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

検討会は、消防団員を確保することを目的として、以下に掲げる事項について検討する。

- (1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- (2) 消防団員の加入促進 等

3 検討会

- (1) 検討会の委員は、別添のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が委員の中から指名する。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (4) 検討会は、原則公開とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4 運営

- (1) 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室が処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

消防団員の処遇等に関する検討会

委員名簿

(敬称略、五十音順)

- 座長 室崎 益輝 (兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長)
- 委員 秋本 敏文 (公益財団法人日本消防協会会長)
- 安達 由紀 (鳥取市消防団女性分団団員)
- 石橋 毅 (公益財団法人千葉県消防協会会長)
- 太田 長八 (東伊豆町長)
- 荻澤 滋 (消防庁国民保護・防災部長)
- 小出 讓治 (千葉県市原市長)
- 重川希志依 (常葉大学大学院環境防災研究科教授)
- 花田 忠雄 (神奈川県くらし安全防災局長)
- 山内 博貴 (全国消防長会総務委員会前委員長 (京都市消防局長))